

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一、二工区） 修正箇所

No.	資料名	頁	章	節	項	修 正 前	修 正 後
1	実施方針	22	4	2		契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所 <u>浜田支部</u> を第一審の専属所轄裁判所とする。	契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所 を第一審の専属所轄裁判所とする。
2	募集要項	25	8	2		契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所 <u>浜田支部</u> を第一審の専属所轄裁判所とする。	契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所 を第一審の専属所轄裁判所とする。
3	様式集 (提案審査)	様式 A-3				上記のとおり、「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業 (第一工区)」募集 <u>要領</u> 等（「募集 <u>要領</u> 」、「要求水準書」、 「事業者選定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」、「設 計・工事監理業務委託契約書（案）」、「建設工事請負契約 書（案）」を含む。）の各条項を承諾の上、価格提案書(税 抜き)を提出します。	上記のとおり、「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業 (第一工区)」募集 <u>要項</u> 等（「募集 <u>要項</u> 」、「要求水準書」、 「事業者選定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」、「設 計・工事監理業務委託契約書（案）」、「建設工事請負契約 書（案）」を含む。）の各条項を承諾の上、価格提案書(税 抜き)を提出します。
4	基本協定 書（案）	3	6 条	2 項		ただし、建設企業は、 <u>発注者との間で明示的な合意を しない限り</u> 、かかる協力をするに当たって要した費用及 び報酬を、発注者に対して請求することはできない。	ただし、建設企業は、かかる協力をするに当たって要 した費用及び報酬を、発注者に対して請求することはで きない。
5	〃	4	9 条			正当な理由なく委託契約及び請負契約を締結しない場 合又は委託契約及び請負契約を締結しない意向を発注者 に <u>明示的又は黙示的に</u> 通知した場合、	正当な理由なく委託契約及び請負契約を締結しない場 合又は委託契約及び請負契約を締結しない意向を発注者 に通知した場合、
6	〃	4	10 条	4 項		前 2 項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第 9 条、 <u>第 11 条</u> 、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条の定 めは有効に存続するものとする。	前 2 項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条の定めは有効 に存続するものとする。
7	〃	6	12 条			(権利義務の譲渡等) 第 <u>12</u> 条	(権利義務の譲渡等) 第 <u>13</u> 条
8	〃	6	14 条			本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、 本協定に関する一切の紛争については、松江地方・家庭 裁判所 <u>浜田支部</u> を第一審の専属的合意管轄裁判所とす る。	本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、 本協定に関する一切の紛争については、松江地方・家庭 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
9	設計・工 事監理業 務委託契 約書 (案)	3	1 条	11 項		この契約に係る訴訟の提起又は調停（第 55 条の規定に 基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人 が行うものを除く。）の申立てについては、松江地方・家 庭裁判所 <u>浜田支部</u> をもって合意による専属的管轄裁判所 とする。	この契約に係る訴訟の提起又は調停（第 55 条の規定に 基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人 が行うものを除く。）の申立てについては、松江地方・家 庭裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
10	建設工事 請負契約 書（案）	3	1 条	11 項		この契約に係る訴訟については、松江地方・家庭裁判 所 <u>浜田支部</u> をもって合意による専属的管轄裁判所とす る。	この契約に係る訴訟については、松江地方・家庭裁判 所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。